

報道機関各位

発信日	令和4年2月1日	担当者名	瀬戸山 千代
担当課	市民協働推進課	電話番号	0942-85-3576

鳥栖市市民活動支援補助事業

募集期間を延長します

事業内容	市では、市民活動団体が自主的かつ主体的に行う公益的な事業の支援を目的として市民活動支援補助事業を実施しています。 この度、令和４年度鳥栖市市民活動支援補助事業の募集期間を延長することとしましたのでお知らせします。 ■募集期間（変更前） 令和３年１２月１３日～令和４年１月３１日 （変更後） 令和３年１２月１３日～<u>令和４年２月１６日</u>
--------------------	--

添付資料	鳥栖市市民活動支援補助事業チラシ
------	------------------

関連サイト	https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/2263.html
-------	---

令和4年度 鳥栖市市民活動支援補助事業

募集

★募集期間★※期間延長しました

令和4年2月16日(水)まで

令和3年12月13日(月)～~~令和4年1月31日(月)~~

スタートアップ支援

補助額: 10万円上限
(補助率: 10/10)
回数: 1団体1回限り



ステップアップ支援

補助額: 30万円上限
(補助率: 10/10)
回数: 1事業1回限り



パワーアップ支援

補助額: 10万円上限
(補助率: 9/10)
回数: 1事業1回限り
(必要に応じて最長3か年)



事業説明会

- ①10/23(土)10時～14時
フレスポ鳥栖 市民フェスタ会場
(市民協働推進課コーナー)
- ②12/5(日)13時～14時
とす市民活動センター
- ③1/15(土)13時～15時
とす市民活動センター
(市民活動団体大交流会会場)

事前相談

市民協働推進課 または とす市民活動センターへ
お気軽にご相談ください。
市民協働推進課にお越しの際は、事前にご連絡ください。
(Tel85-3576)
〈事前相談〉
市民協働推進課: 平日8:30～17:15 時間外は要相談
とす市民活動センター: 10:00～19:00 水曜日除く

応募

【注意】本補助金の交付は令和4年度予算の成立が条件となります。

お気軽にご相談ください!

とす市民活動センターが
企画段階からサポートします

とす市民活動センター(クローバー)
〒841-0026 鳥栖市本鳥栖町537-1
(フレスポ鳥栖2階) Tel 81-1815

【補助認定事業の特典】

- ・市報、ホームページで事業の広報ができます。
- ・広報チラシを市の施設へ配架できます。
- ・市民フェスタ、実績報告会等で活動のPRができます。

= お問い合わせは =

鳥栖市 市民環境部 市民協働推進課
〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地 Tel 85-3576

令和 4 年度 鳥栖市市民活動支援補助事業の概要

補助対象団体	鳥栖市市民活動団体の登録に関する要綱に基づく登録団体で、代表者の年齢が１６歳以上である団体が対象です（特定非営利活動法人の代表者である場合は年齢の制限はありません）。 事前に市へ団体登録の手続きが必要です。詳しくは「鳥栖市市民活動団体登録制度のご案内」をご覧ください。 【登録要件】 （１）市内に事務所や活動拠点があり主に市内で活動する団体であること （２）規特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を自発的に行っていること （３）営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与する活動を行っていること （４）５人以上の構成員がいること（１人以上の市民を含む） （５）規約等を定めていること （６）法人でないこと（特定非営利活動法人は対象です） （７）政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としていないこと （８）暴力団等でないこと		
補助対象事業	補助対象団体が実施する市民活動であり、かつ市長がその活動が市内の課題解決に寄与すると認める事業 （注）補助対象とならない事業 ◆団体の維持や運営が主な目的の事業 ◆特定の個人や団体、また構成員のみが利益を受ける事業 ◆政治・宗教・営利目的に関する事業 ◆鳥栖市からの補助金（公共的団体（社会福祉協議会や観光協会等）が市からの補助金を原資として交付する助成金等を含む。）を受けている事業		
補 助 の 種 類	① スタートアップ支援	② ステップアップ支援	③ パワーアップ支援
補 助 要 件	市民活動団体が、ＰＲ、基盤強化等市民活動の充実を図る事業 <u>※立ち上げたばかりの団体でなくても申請できます。</u>	市民活動団体が行う事業で、公益の増進、社会的課題の解決への取り組み等地域に活気を与える創意工夫にあふれるもの	市民活動団体が行う長期的・計画的な視野に基づく事業で、公益の増進、社会的課題の解決への取り組み等地域に活気を与える創意工夫にあふれるもの
補 助 金 額	１０万円を上限 補助対象経費の１００％	３０万円を上限 補助対象経費の１００％	１０万円を上限 補助対象経費の９０％
回 数 制 限	１団体１回限り	１事業１回限り	１事業１回限り （必要に応じて最長３か年）
補助対象経費	補助対象となるのは申請される事業にのみ要するものです。他の事業と共通する運営費や管理費などについては原則として対象になりません。（例／事務所の賃借料・光熱水費・通信費） 申請金額については内容を審査した上で、補助対象金額を決定します。		
募 集 期 間	令和３年１２月１３日（月）～令和４年２月１６日（水） ※期間延長しました。 ＊郵送の場合は、令和４年２月１６日（水）必着		
応 募 書 類	①鳥栖市市民活動支援補助事業公募申込書 ②団体の会則・規約 ③構成員の名簿（団体での役職、氏名） ④収支予算書 ⑤直近事業年度の収支決算書（⑤は設立１年末満を除く） ＊備品購入費がある場合は、見積書・カタログ等写しを提出		
提 出 先	市民協働推進課（平日　８：３０～１７：１５）または とす市民活動センター（１０：００～１９：００水曜日除く）＊郵送の場合は、市民協働推進課へ提出		
詳しくは「募集の手引き」をご覧ください。（市民協働推進課・とす市民活動センターにあります）			